

## 日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働者状態

The Labour Year Book of Japan special ed.

## 第六編 農民の状態と農業労働力統制

## 第一章 農業労働力の流出と労務対策

## 第一節 農業労働力の流出続く

## 農業部門からの「労務供出」中止

一九四一年度の労務動員計画は二一一万という、前年のほぼ二倍に達する膨大な新規労働力の動員を決定したが、この動員の量的増大とともに特徴的なことは、農業部門から工鉱業部門への「労務供出」をこの年から中止したことである。国民勤労報国協会令において、農業に対する勤労奉仕を優先的に取り扱い、原則として農業従事者は勤労報国隊に参加する義務がないものと規定したのも、この年の特徴的な労務動員計画と呼応したものであった。

さて、従来最も重要な「人的資源」供給地とされてきた農業部門を除外して二一一万の追加労働力を新たに調達することがいかに困難であり、むしろ事実上不可能であるかについては、これまでの労務動員の実績を考えただけでだれの目にも明らかなことであった。しかし戦局の重大段階への突入を前にして、政府はこの不可能をも可能として動員計画を発表せざるをえない立場に追い込まれていたのである。

では、農業部門からの労働力動員を中止したこの新労務動員計画の経済的背景は何であったか。この年まで、政府は戦争遂行上、工鉱業生産は農業生産に優先すると考え、また他面、農業部門には過剰労働力がなお十分に堆積されているとの認識に立っていたのであるが、独ソ戦の開始以来、このような従来の考えを動揺させる新事態が発生した。すなわちそれは、独ソ開戦、日軍仏印進駐、アメリカの在米日本人資産凍結、日英通商航海条約廃棄等国際関係の緊迫化を上げ一連の事件により、満州、朝鮮、台湾その他国外からの食糧輸入が「一朝有事の際」期待しがたくなったこと、これである。しかもこの同じ年、内地米の作柄は五五〇〇万石台の不作を予想され、「食糧自給態勢の確立」がきわめて重大な要請として農業部門に課せられるにいたった。

## 依然として流出する農業労働力

では農業労働力の農業外への流出は、右の新しい労務動員計画のもとで停止したか。

事実はこれと反対に、農林漁業従事者をふくむ農村からの労働力の流出は従来と同じようにその流れを断たず、一九四一年二月より翌年二月までの一年間に総数五八万九千人（内男子三七万九千人、女子二〇万九千人）が流出した。年齢別にみると、このうちの半ばが一六～二一歳の若年層であり、三〇%が二二～二五歳の青年層であった（第88表を見よ）（注1）。また転出者のうち、軍需工場など、いわゆる時局産業に就業したものが二九万五千人で、それ以外のものより多い。さらに右の転出者のうち、農林漁業に従事していたものは三三万人に近い。しかも注目に値することは、農林漁業従事者はそれ以外のものに比べて時局産業への流出比率が高く、同時に男子の女子に対する比率も高い。

（注1）この統計数字は農林省の「農村労力調整調査」によるものであるが、山下肅郎「戦時下に於ける農業労働力対策」一九四八年、農業技術協会刊、三三二ページにかかげられて

いる。なお、山下氏のこの著は、当時農林省に勤務して実務を担当した著者が豊富な秘報資料を含む官庁統計を用いて事実を具体的に記録したもので、戦時農業労働力対策資料の集大成といってよい。本稿は同書にかかげられた統計や政府の対策などについて大いに参照するところがあった。

## 職工農家の増加

次に右の農林漁業労働力(以下農業労働力と略称)の流出形態を「通勤者」と「離村者」に分けて観察すると第89表の示すとおりである。すなわち、男女ともに、農家に住みながら通勤する者に比べ、村を離れ工場等に勤務する者のほうが多い。それにしても通勤工が一五万人近くに達していることは、いわゆる軍需産業の地方分散によって農村地方に労働市場が開けてきたことを物語るものであり、この地方分散は防空上の配慮にもよるが、同時に、農村の低賃金労働力をその給源である現地で利用しようとする軍需産業の利潤動機によるものであることは疑いない。通勤労働者の増加は農家の兼業化の増大を意味する。このような賃労働兼業農家、俗にいう「職工農家」はますます増加する傾向にあった。なお同年二月現在の農業従事者総数は一四七四万二八四一人で前年とほとんど変わらない(後掲の第95表「農業従事者総数の推移」を参照)。

## 農業労働力不足とその対策

すでに一九四〇～四一年の一年間に農業労働力約三四万人が他産業へ流出し(農林省「農村労働力調整調査」、その結果、全国農村の各地において米その他作物の作付縮小、栽培管理不十分などの現象が現われ、他方、小作人の小作地返還さえみられたのである。もちろん、これらの現象は部分的には、とくに都市近郊の軍需産業地帯周辺の農村において早くも——一九三七年日中戦争勃発のころから——表面化し、農家経営面積の縮小、反当たり収量の減少等農業生産へのマイナスの影響が現われていたのである(たとえば農林省農政局「戦時下農業労働力の現状並に農業上の諸変化に関する調査」一九四二年刊を参照)。

しかしいまや、一九四〇年以來わずか二年で約六七万人の青壮年農業従事者——基幹農業労働力が流出することによって、右の現象は全国的となり、その影響は重大化するにいたった。

もともと、農業従事者を一般の労働員から除外した前述の一九四一年「労働員計画」には大きな「抜け穴」があった。すなわち右の計画は「農業労働者よりの供出は、現下の農業労働力及び畜力の不足並に食糧生産の重要性に鑑み、農村労働力保有の為之を計上せず」と規定しながら、他方、国民徴用命によれば農業労働者も自由に徴用せられたのである。農業生産確保の立場から農林省は再三、厚生省と陸海軍省に対し徴用令適用除外を提議したが受けいれられなかったのである。この間の事情について山下肅郎氏は次のようにしている。

「唯労働員実施計画の成立と共に農業労働者からは、十六年度に於ては、労働の提供をしない事になり、運用上は農業労働者には常時要員としての徴用はかけない事になった訳であるが、それは口約束の程度に止り農林省は幾回も実例をあげて厚生省に抗議を申入れねばならなかった。即ち厚生省の言明にも拘らず地方の職業指導所では国民徴用令をかけると云ふおどかしを以って農業者を転出させたり、徴用令書に類似の憑書を出したり、屢々呼び出して強圧的説得を試みたりした。蓋しそれは国民職業指導所長としては割当てられた労働員計画を遂行する職掌として無理からぬ事であって、農業労働者を除外しての二百十一万の労働員供出計画が、ペーパープランであった事を物語るものであるとも云ふ事が出来る」(山下、前掲書、三二四～五ページ、傍点引用者)。

## 農会法にもとづく労働統制

このような情勢のなかで労働力の流出は続き、ことに七月、八月の大軍事動員によって農繁期労働力の不足が激化したので、九月一七日には非常措置として農業統制令が農林次官名をもって発せられた。その要点は、——

#### 農会法に基づく統制令(要点)

- 一、部落農業団体単位に稲の刈取り、脱穀、籾摺と麦の播種を共同化する。
- 二、慣行的労働移動を農会長の統制下に計画化する。
- 三、役蓄、農機具の共同利用を促進する。

この統制令は、農作業と労働力移動について、農会を通じて、いわば自主的に統制しようと図ったものであるが、「自主的統制」であるから、また統制は農会員以外には及ばないところから、いかに官庁が指導奨励につとめても農民の移動を食いとめることはできなかった。

なおこの年、農林省の労務対策は、共同炊事、共同托児所に対する補助金の交付、戦死応召農家等に対する勤労奉仕の強化等を含んでいた。

#### 青少年学徒勤労奉仕

一九四一年の一年間において、国民学校生徒だけで延人員三六三七万人に及び、このほか中等学校生徒の勤労奉仕延人員は五〇八万人を越えた(帝国農会編「農業年鑑」昭和一八年版、二四六ページ)。

一二月八日、太平洋戦争開始のあと発表された米の収穫予想は五五〇〇万石で、これは前年を一〇%も下回る不作であり、食糧問題は重大化するにいたった。こうした情勢のなかで、一二月二七日、国家総動員法第八条にもとづく強力な権力的統制——とくに、離農統制を中心のねらいとする「農業生産統制令」が公布された。またこれと併行して、労働力調整を計画的に進める労務基準法として「労務調整令」と「国民勤労報国協力令」が制定された。こうして農業労働力対策は新しい段階にはいったのである。

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働者状態

発行 1964年

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 東洋経済新報社

2000年2月22日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働者状態【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---